

航空関係地方連絡協議会について（通達）

昭和 42 年 3 月 13 日
陸幕航第 160 号

改正	昭和 50 年 3 月 4 日陸幕航第 110 号	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 3 号	平成元年 6 月 3 日陸幕運第 243 号
	平成 10 年 3 月 23 日陸幕運第 145 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
中 央 管 制 気 象 隊 長
航 空 学 校 長

陸上幕僚長

（例規 99）

航空関係地方連絡協議会について（通達）

（運定第 201 号）

標記について、既に陸幕発航第 24 号（38. 10. 28）及び陸幕航電第 169 号（38. 11. 1）により通達したところであるが、最近における航空交通、特に計器飛行による運航量の増大に基づく各種運航上の問題点解決のためには、飛行場を単位とした地方連絡協議会のみでは不足とする状態になったので、現在運営中の飛行場連絡協議会を「地区協議会」と改称するほか、新たに国土交通省航空交通管制部の管轄範囲を対象とした「地域協議会」を設置することができることとされたので、必要に応じ、下記により構成設置するとともに、その運営について指導されたい。

記

1 地区協議会

陸幕発航第 24 号（38. 10. 28）及び陸幕航電第 169 号（38. 11. 1）のほか次による。

地区協議会は、当該地区における航空交通管制業務及び飛行場の運用に関する問題について協議することを目的とし、現在運営中の飛行場連絡協議会をそのまま又は一部改組の上、継続運営して差し支えない。

なお、必要ある場合は陸幕発航第 24 号別添の別表にかかわらず、同表以外の飛行場についても新たに「地区協議会」を設置することができる。

2 地域協議会

（1） 各方面総監は、「地区協議会」のほかに「地域協議会」の設置を必要と認めるか又は「地区協議会」を「地域協議会」に拡大することが適当と認める場合は、別添の別表を参考として海上及び航空自衛隊の部隊の長と調整

の上、「地域協議会」を設置することができる。この際、陸上、海上及び航空自衛隊の部隊の長は、相互に連絡調整の上、協議会の連絡事務担当者を定め、航空交通管制部に対し自衛隊側窓口一本化を図るものとする。

- (2) 協議会の構成員及び運営要領は、「地区協議会」の例に準ずるものとし、自衛隊関係部隊の長と航空交通管制部長の協議により定めるものとする。

3 議事録の整備

部隊の長は協議会議事録を整備保管するとともに、全般施策上重要な事項はその都度陸上幕僚長（防衛部長気付）に報告するものとする。

4 未解決問題の処置

「地区協議会」において調整できない事項は、極力「地域協議会」で解決を図ることとし、「地域協議会」の議題とすることを不適當とするか又は「地域協議会」においても調整できず、中央において処置することが必要と考えられる事項は、担当部隊の長が議事録等問題の経過を明らかにする資料を付し、順序を経て陸上幕僚長（防衛部長気付）に上申するものとする。

添付書類：防防1第484号（42.2.28）「航空関係地方連絡協議会について（通達）」

別添
防防 1 第 484 号
42. 2. 28

陸上幕僚長 殿

防衛事務次官

航空関係地方連絡協議会について（通達）

改正 昭和 50 年 2 月 20 日防防運第 633 号

航空関係地方連絡協議会の設置については、次発防 1 第 219 号（38. 8. 19）をもって通達したところであるが、航空管制業務のより一層円滑な実施を図るため、今般運輸省設置法の改正により新設された運輸省航空交通管制部の長との間に下記により航空関係地方連絡協議会（地域協議会）を設置することができるよう同省との間に調整がととのったので、関係者に周知させられたい。

なお、これに伴い飛行場単位で設置される航空関係地方連絡協議会を地区協議会と称するとともに、上記通達別表によることなく地区協議会を設置し、又は既存の地区協議会を改組することが必要と認められる場合には、同表に掲げる部隊の長又は航空関係業務に関しこれと同様の任務を有する部隊の長は、同表によらないでこれを設置し又は改組してさしつかえないこととしたのであわせて周知させられたい。

記

- 1 各方面総監、中央管制気象隊長、陸上自衛隊航空学校長、航空集団司令官、各航空方面隊司令官、航空混成団司令、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官は、別表の区分に従い、それぞれ同表に掲げる地方航空局長及び航空交通管制部長と、当該航空管制部の管轄区域における航空交通管制業務に関連する問題について、合同して協議する必要があると認める場合は、同表の例により航空関係地方連絡協議会（地域協議会）を設けることができる。
- 2 地域協議会の運営については、地区協議会の例によるものとする。
- 3 地域協議会において調整できない事項その他必要と認められる事項については、順序を経て長官に上申するものとする。

地域協議会の名称及び構成員

- 1 北部地域協議会
(構成)
自衛隊：北部方面総監、東北方面総監、航空集団司令官、北部航空方面隊司令官及び航空支援集団司令官がそれぞれ指定する者
運輸省：東京航空局長及び札幌航空交通管制部長がそれぞれ指定する者
- 2 中部地域協議会
(構成)
自衛隊：東北方面総監、東部方面総監、中部方面総監、中央管制気象隊長、航空学校長、航空集団司令官、中部航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官がそれぞれ指定する者
運輸省：東京航空局長、大阪航空局長及び東京航空交通管制部長がそれぞれ指定する者
- 3 西部地域協議会
(構成)
自衛隊：中部方面総監、西部方面総監、航空集団司令官、西部航空方面隊司令官、航空支援集団司令官及び航空教育集団司令官がそれぞれ指定する者
運輸省：大阪航空局長及び福岡航空交通管制部長がそれぞれ指定する者
- 4 沖縄地域協議会
(構成)
自衛隊：西部方面総監、航空集団司令官、南西航空混成団司令及び航空支援集団司令官がそれぞれ指定する者
運輸省：大阪航空局長及び那覇航空交通管制部長がそれぞれ指定する者